

C

令和 7 年

第 2 回 市議会定例会

議案の説明資料

## 議 案 件 目

第 92 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	3
第 93 号議案	浜松市税条例の一部改正について	5
第 94 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	7
第 95 号議案	浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について	8
第 96 号議案	浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について	9
第 97 号議案	浜松市公園条例の一部改正について	10
第 98 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	12
第 99 号議案	浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について	15
報 第 2 号	専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について)	16

## 浜松市総合体育館条例等の一部改正について

## (提案理由)

スポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から受益者負担水準の統一を図るため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 1 使用料等の改定

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

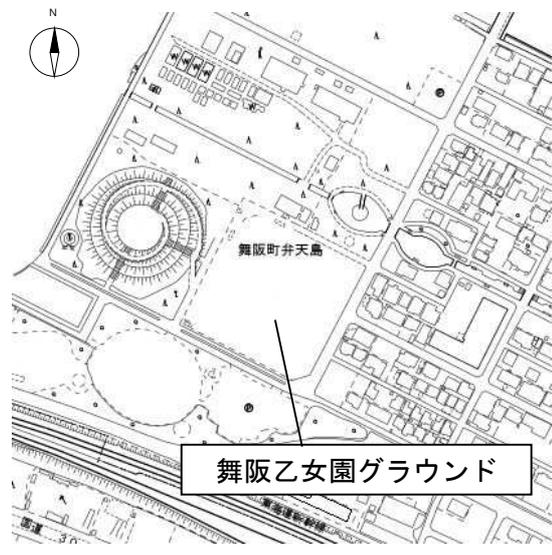
施設区分・施設名称等		利用料金 (円)		改正する条例
		改正前	改正後	
(1) 体育館 A (2 時間当たり基準単価 3,500 円)				
浜松市水窪総合体育館	全面	600	900	浜松市 総合体育館条例
(2) 運動広場 (全面利用 2 時間当たり基準単価 1,780 円)				
浜松市舞阪乙女園グラウンド		730	1,090	浜松市 運動広場条例
浜松市春野総合運動場		1,770	1,780	
浜松市水窪グラウンド		690	1,030	
(3) 庭球場 (全面利用 2 時間当たり基準単価 1,100 円)				
浜松市水窪テニスコート	一面につき	690	1,030	浜松市 庭球場条例

※表中の利用料金は、利用区分・利用時間区分が複数ある場合は最も標準的なパターンを 2 時間当たりの金額で示したもの

## (施行期日等)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における特定親族特別控除に係る規定の整備、固定資産税におけるわがまち特例の適用規定の見直し及び市たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しその他所要の整備を行うため、浜松市税条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 個人市民税

(1) 改正内容

特定親族特別控除が創設されることに伴い、所得控除及び申告の規定を整備するものです。

ア 個人市民税の所得控除に特定親族特別控除を追加

イ 個人市民税の申告が必要な人に特定親族特別控除を受けようとする人を追加

ウ 公的年金等受給者で扶養親族等の申告書の提出が必要な人に特定親族を有するものを追加

(2) 適用

令和 8 年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

2 固定資産税

(1) 改正内容

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにするものです。

(2) 適用

令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

3 市たばこ税

(1) 改正内容

国たばこ税の課税方式の見直しに伴い、加熱式たばこの課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、0.35グラム未満のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算するものです。

(2) 適用

令和8年度以後の年度分の市たばこ税について適用するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれに記載の日から施行するものです。

- |   |              |          |
|---|--------------|----------|
| 1 | 個人市民税に係る改正規定 | 令和8年1月1日 |
| 2 | 市たばこ税に係る改正規定 | 令和8年4月1日 |

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

課税に関する証明等の証明書をコンビニエンスストア等で交付した場合の手数料の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

コンビニエンスストアや商業施設など、本市庁舎以外の場所に民間事業者等が設置した民間等端末機(※)を利用して証明書を交付した場合の手数料について、コスト計算及び周辺自治体の手数料額を鑑みた金額とするものです。

区分		改正前	改正後
課税に関する証明	窓口	350円	350円(－)
	民間等端末機		200円(△150)
戸籍の謄抄本又は 戸籍証明書の交付	窓口	450円	450円(－)
	民間等端末機		300円(△150)
住民票及び戸籍の 附票に関する証明	窓口	350円	350円(－)
	民間等端末機		200円(△150)
印鑑に関する証明	窓口	350円	350円(－)
	民間等端末機		200円(△150)

(※) 民間等端末機とは、本市以外の者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。

(施行期日)

この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について

(提案理由)

精算機等の設置に伴い、入場又は出場できる時間や利用料金の利用区分等を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 利用料金の利用区分等の見直し (第 6 条)

利用区分、利用料金及び利用料金の納付時期について見直すものです。

<改正前>

- ・利用区分及び利用料金

利用区分	金額 (円)
1 日 1 回 1 台につき 午前 7 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	2,200
1 泊 1 台につき 午後 8 時から翌日の午前 9 時まで	3,140

- ・利用料金の納付時期：入場の際

<改正後>

- ・利用区分及び利用料金

利用区分	金額 (円)
1 日 1 回 1 台につき 午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで	2,750

- ・利用料金の納付時期：出場の際

2 入場又は出場できる時間の見直し (第 5 条)

「午前 7 時 30 分から午後 9 時 30 分まで」を「午前 0 時から午後 12 時まで」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市土地改良事業賦課金徴収条例について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）における急施の防災事業の拡充に伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 急施の場合の特例の追加（第 4 条）

法第 87 条の 4 第 1 項に急施の防災事業について、農業水利施設の補強等の事業が追加されたことから、「緊急耐震工事計画」から「緊急防災等工事計画」に改正するものです。

<改正前>

法第 96 条の 4 第 1 項において準用する法第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項の規定による緊急耐震工事計画又は応急工事計画に係る賦課金の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

<改正後>

法第 96 条の 4 第 1 項において準用する法第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項の規定による緊急防災等工事計画又は応急工事計画に係る賦課金の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市公園条例の一部改正について

(提案理由)

公園施設内のスポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から受益者負担水準の統一を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 使用料の改定

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

施設区分・施設名称等	使用料 (円)		改正する条例
	改正前	改正後	
運動広場 (全面利用 2 時間当たり基準単価 1, 780 円)			
浜松市佐久間ふれあい運動公園	870	1,300	浜松市公園条例

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(提案理由)

阿蔵山地区計画の都市計画決定に伴い、同区域内の建築物の用途に関する制限について、地区計画の内容と整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例を適用する区域に阿蔵山地区整備計画区域を追加し、地区計画区域における建築物の制限等に阿蔵山地区整備計画区域における建築物の用途の制限を次のとおり規定するものです。

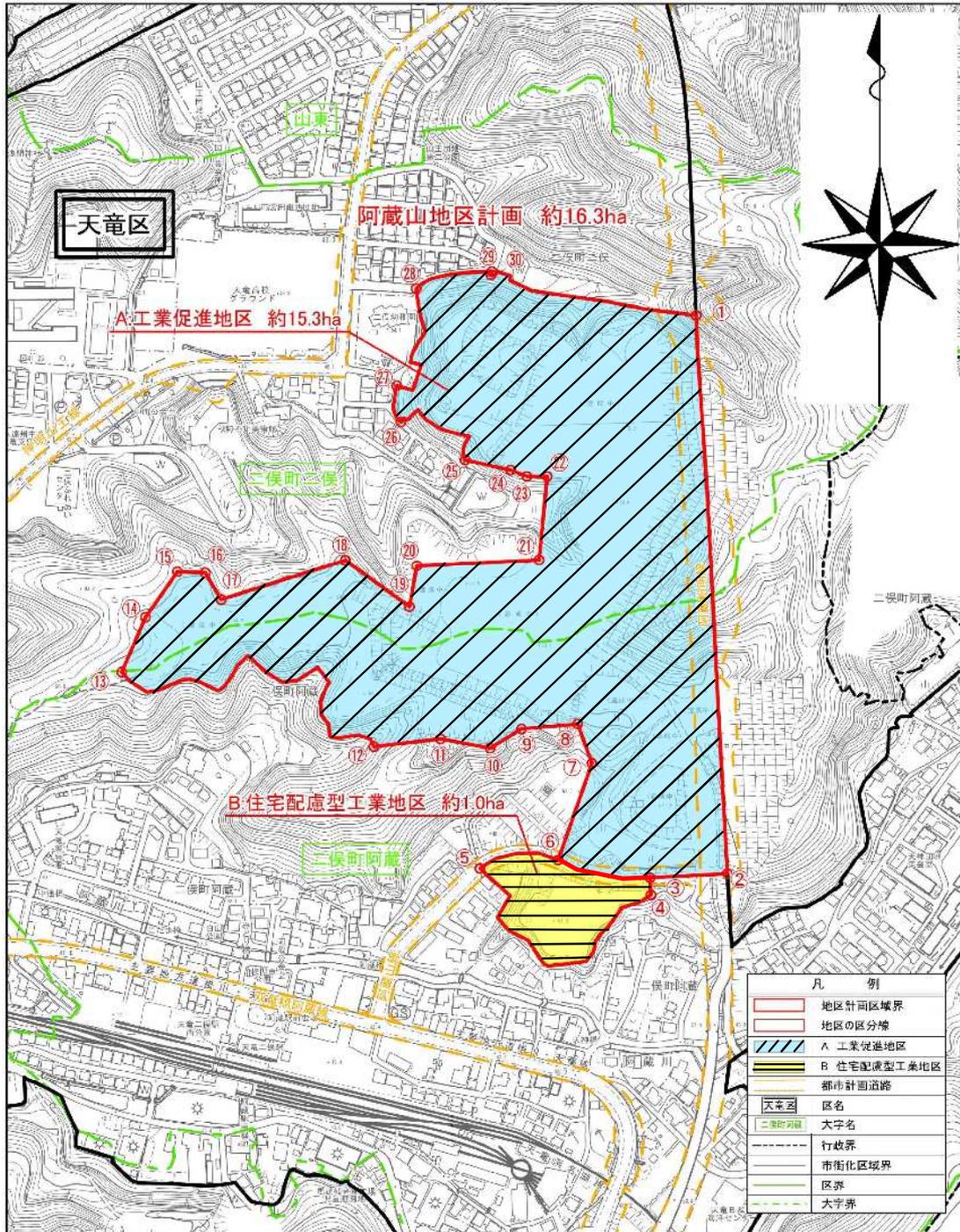
地区	建築してはならない建築物
工業 促進 地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 図書館、美術館、博物館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 児童福祉施設等（事業所に附属する保育所その他これに類するものを除く。） (6) 幼保連携型認定こども園 (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（事業所に附属するものを除く。） (10) 集会場 (11) 遊技場又は展示場 (12) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (16) 法別表第 2（る）項第 1 号及び第 2 号に規定するもの
住宅 配慮 型工 業地 区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 図書館、美術館、博物館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 児童福祉施設等（事業所に附属する保育所その他これに類するものを除く。） (6) 幼保連携型認定こども園 (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（事業所に附属するものを除く。）

- |                                                   |
|---------------------------------------------------|
| (10) 集会場                                          |
| (11) 遊技場又は展示場                                     |
| (12) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設               |
| (13) 自動車教習所                                       |
| (14) 畜舎                                           |
| (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの |
| (16) 法別表第2(と)項第4号に規定するもの                          |
| (17) 法別表第2(る)項第1号に規定するもの                          |

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

## 阿蔵山地区整備計画区域図



(参考) 都市計画決定のスケジュール

- ・都市計画審議会 令和7年2月14日
- ・都市計画決定 令和7年3月18日

浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

高校生等臨時支援事業の創設に伴い、国が補助する授業料相当額が、授業料の納期限内に納入されない見通しであることから納期限を猶予するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

高校生等への授業料の支援は、7月から申請手続きを開始し、授業料相当額の年額分について、一括して支給を予定していることから、浜松市立高等学校の授業料について、納入の区分に係る規定を改め対応するものです。

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(参考)

改正前			改正後		
(授業料等の納入) 第3条 授業料は、次の表に定める区分に従い納入しなければならない。			(授業料等の納入) 第3条 授業料は、次の表に定める区分に従い納入しなければならない。		
期別	納入額	納期限	期別	納入額	納期限
1	年額の12分の3に相当する額	7月31日	1	年額の12分の3に相当する額	7月31日
2	年額の12分の5に相当する額	10月31日	2	年額の12分の5に相当する額	10月31日
3	年額の12分の4に相当する額	翌年1月31日	3	年額の12分の4に相当する額	翌年1月31日
2 市長は、前項の規定による授業料の納入が困難であると認める者に対しては、同項に規定する区分を更に区分して納入させることができる。			2 市長は、前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項に規定する区分によらないで納入させることができる。		
3・4 (略)			3・4 (略)		

(報第 2 号の説明資料)

税務総務課

専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について)

(報告要旨)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 7 号) が令和 7 年 3 月 31 日に公布されました。

このうち、一部の改正内容については令和 7 年 4 月 1 日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、浜松市税条例 (昭和 29 年条例第 38 号) の一部改正について地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

軽自動車税 (種別割) の税率に、総排気量 125 c c 以下で最高出力を 4.0 kW (50 c c 相当) 以下に制御した原動機付自転車の税率区分を新たに追加するものです。

(専決処分日)

令和 7 年 3 月 31 日

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行したものです。